市町村議会で議決した意見書（平成30年３月）

平成30年3月28日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	北　上　市	子どもの医療費助成の拡充を求める意見書	H30.3.23	1
2	北　上　市	無資格でのタクシー事業運営を合法化させる「ライドシェア」の導入に反対し、安全・安心な地域公共交通施策推進を求める意見書	H30.3.23	2

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 30 年３月 23 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】子どもの医療費助成の拡充を求める意見書 少子化や子どもの貧困が深刻化するなかで、若い世代が経済的な心配をせずに子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。中でも子どもの医療費は、子育て世代にとって負担が大きく、その軽減は急務です。 国は、平成 20 年４月から未就学児の窓口負担を３割から２割に引き下げましたが、それでもまだ不十分な状況です。このため、現在では多くの市町村がそれぞれで上乗せして子どもの医療費を助成していますが、地方単独事業であることから、助成の対象年齢や自己負担額などについて、自治体間格差が生じています。 親の経済状況や居住する地域に左右されることなく、安心して子どもを産み育てられる社会にするためには、国の制度として子どもの医療費無料化の実現が求められています。 また、いまだに医療費助成を償還払いとしている自治体が少なくありません。償還払いは患者がいったん窓口で費用を負担しなければならず、受診抑制が起こりやすいという問題があるにもかかわらず、自治体が現物給付に踏み切れないのは、窓口負担をなくすと医療費がかさむ等を理由に、国が国民健康保険国庫負担金の減額措置（いわゆる「ペナルティ」）を行っているからです。 平成 30 年４月から、未就学児までを対象とする助成へのペナルティは廃止されますが、小学生以降を対象とする助成へのペナルティは継続され、患者負担軽減を行おうとする自治体の足かせとなっています。 よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 記 １　中学卒業まで医療費窓口負担を無料にすること。 ２　医療費助成の現物給付を行っている自治体に対する国庫負担金の削減を撤廃すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 30 年３月 23 日 【提　出　先】内内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、 内閣府特命担当大臣（規制改革担当） 【件　　　名】無資格でのタクシー事業運営を合法化させる「ライドシェア」の導入に反対し、安全・安心な地域公共交通施策推進を求める意見書 中央政府は「ライドシェア」の本格導入に向けた検討を規制改革推進会議等において行っています。 検討されている「ライドシェア」には、いくつかの形態があり、一般のドライバーが利用客から運送対価を徴収して自家用車で送迎をする、いわゆる道路運送法で禁止されている「白タク」行為を合法化する内容のものもあります。 しかし、「白タク」行為の合法化には多くの問題点があります。例えば、ドライバーによって運送料金が変動し、安定したサービスの提供が困難になること。暴行事件等のトラブルの解決に第三者が介入しづらいこと。ドライバーのほかに運営事業者がいる場合、事故発生時の責任の所在が不明確であること等が挙げられます。さらに、世界では「白タク」運営事業者とドライバーとの雇用関係の有無に関わる訴訟問題も発生しています。 このような問題点のある「白タク」行為が合法化された場合、既存の地域公共交通体系を脅かし、地域社会に様々な弊害をもたらすことは有識者等からも指摘されています。 現状の地域公共交通は、介護や通院、買い物等の移動手段として活用している多くの市民や、高齢者や障がい者にとって日常生活に欠かせない手段として定着しており、市民にとっては安全・安心かつ快適で便利な交通手段として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っています。 以上のことから、国及び政府関係機関においては、「ライドシェア」の内、無資格でのタクシー事業運営を合法化させるものの導入は行わず、タクシーを始めとした既存の地域公共交通機関が市民にとってより一層安全・安心なサービスを提供できるよう地域公共交通施策の推進を強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。